

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	八木沢地区 (八木沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 16日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は、平成7年から15年度にかけ、区画整理事業が行われ、水稻栽培を基幹作として、省力・低コストのための直播栽培が盛んな地域である。
 ・主食用水稻以外では、土地利用型のそば、大豆、なたねが作付されており、団地化が形成されており、園芸作物ではキュウリ、アスパラガス、柿などの地域振興作物が栽培されている。
 ・地域農業の課題は、農業者の高齢化や後継者不足により、若い担い手の育成と確保が必要である。
 ・地元農業者と多面的機能支払交付金事業組織が一体となって、有害鳥獣対策及び農地を維持し耕作放棄地の発生防止に努めている。
 【地域の基礎的データ】農業者:70人(うち50歳代以下2人) 認定農業者:7人 新規就農者:1人
 主な作物:水稻、そば、大豆、なたね、アスパラガスなど

(2) 地域における農業の将来の在り方

・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体も複数存在する。規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地の集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。
 ・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については、自治区と耕作者が一体となって保全に努める。また、集落ぐるみで水稻の直播栽培を推進し、直播後の水利の管理についても集落ぐるみで実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	145.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・多面的機能支払交付金の認定農用地区域を農業上利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業を活用する予定はないが、集落や耕作者の意向を踏まえて多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織がサポートしていき、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の鳥獣被害対策について、継続して管理をおこなっていく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。